

令和5年12月 26 日
株式会社京都放送
総務局総務部

次世代育成支援対策推進法「一般事業主行動計画」

<基本方針>

従業員が仕事と子育てや介護を両立しながら働くことができ、働きやすい職場環境をつくることによって、すべての従業員がその能力を発揮できるよう行動計画を策定する。

1.計画期間 令和6年1月1日～令和8年3月31日までの期間

2.内容

(目標 1)

育休・介護制度、時短制度、年次有給休暇の時間単位取得制度などの活用を促進する。

(対策 1)

令和6年1月～

- ・制度内容等について社内報等により社員に制度の周知を行い、その利用を推奨する。
- ・社員の要望も踏まえながら社内規定を見直し、必要な支援制度の導入を検討する。

(目標 2)

長時間労働者に対する健康管理を促進する

(対策 2)

令和6年1月～

- ・月45時間以上の所定外勤務を行った従業員に対し、産業医の健康相談を勧める。
- ・月60時間以上の所定外勤務を行った従業員に対し、産業医の健康相談を義務付ける。